

「学校いじめの防止等基本方針」

1. 総則

(1) 目的

「いじめ」は子どもたちの心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を及ぼすのみならず、自殺や自傷行為、ひきこもりや不登校などといった生命や身体に重大な危険を生じさせるものである。また、「いじめ」は、どの学校、学級でも起こりうるものであり、すべての児童が、被害者にも加害者にもなりえるものもある。

平成29年度における国の「いじめ防止対策協議会」における、法の施行状況についての検証では、

- ・いじめの認知に関わる格差
 - ・学校の基本方針が、保護者や教職員に十分認知がされていないことや見直しが行われていない。
 - ・学校のいじめ対策組織が十分機能していない。
 - ・いじめの未然防止や早期発見に向けて、学校全体の教育活動の中で指導の徹底
 - ・いじめの解消に向けた認識の不十分さ
 - ・重大事態に対する被害者や保護者と学校との認識の違いによる対応の不十分さ
- といった課題が見られるとしている。

これらの課題も踏まえて、いじめに対する積極的な認知や適切な初期対応、学校組織での対応や徹底した対応とするために、国の「いじめ防止対策推進法」の基本方針の改定を受け、本校のいじめ防止等の取組の基本的な方向、取組内容を策定するものである。

(2) 基本理念

いじめは、すべての児童に関わる問題である。また、学校の問題であると同時に社会問題でもある。いじめは子どもたちの間だけで起こる問題ではなく、大人社会においても、また、学校だけでなく、例えば公園や塾等、多くの子どもたちが集う場でも起こりうる。また、情報化が進む社会の中で、スマートフォン等、IT機器を介するいじめも多数報告されており、その実態把握が更に難しくなっている。

また、いじめの解決に向けては、いじめにかかわる子どもたちの個人的特性や家庭環境、さらにそれらを取り巻く地域風土や社会環境等にも目を向けなければならない。

これら様々な要因が複雑に絡み合いながらいじめの問題を形成している場合も少なくない状況があり、社会全体で解決をめざしていくことが肝要である。

学校では、「いじめ」の防止は当然のことであるが、早期発見に努めることは教職員の責務である。万が一、いじめが発生した場合には迅速に対応し、一刻も早く被害児童の精神的・肉体的苦痛を取り除くことに努める。「いじめは絶対に許されない」「いじめは卑怯な行為である」という一貫した強い信念のもと、「見逃しのない観察」「手遅れのない対応」「心の通った指導」を徹底し、「いじめ」を許さない学校づくりを推進する。また、児童一人ひとりが安心して学校生活が送れるように、一人ひとりの居場所の確保に向けた取組を推進する。

そこで、全ての教職員が共通した認識の上に立って取組を進めていくために、いじめ防止等に関する基本方針を定めるものとする。

2 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織

(1) 組織名 いじめ防止対策委員会

(2) 構成員（職名又は校務分掌）

校長 教頭 教務主任 生徒指導主任 生徒指導副主任 養護教諭 各学年主任
(緊急時は、その限りではない)

(3) 役割・取組内容

- ・児童や保護者、地域に対する情報発信と意識啓発、意見聴取
- ・個別面談や相談窓口の集約
- ・いじめやいじめが疑われる行為を発見した場合の集約窓口
- ・「学校いじめの防止等基本方針」「いじめの防止等に関わる年間計画」の作成
- ・未然防止の取組の推進や学校基本方針に基づく取組の実施と進捗状況の確認
- ・教職員の共通理解と意識啓発
- ・発見されたいじめ事案への対応
- ・「いじめ防止対策委員会」、「いじめの対応に特化した研修」の時期の決定
- ・未然防止の取組の年間計画の決定
- ・個別面談や教育相談の時期や回数の決定

※ 会議の回数・実施時期については、後述の「年間計画」に記載

(4) 開催時期

- ・原則として月1回（生徒指導委員会の中などで開催）
- ・いじめ等に関わる事案が認知された時など緊急対応の場合はこの限りではない

(5) 児童生徒・保護者への周知方法

- ・学校だよりに掲載
- ・学校ホームページに掲載
- ・朝会等で全校児童に周知

3 学校いじめ防止プログラム

(1) 学校におけるいじめの未然防止のための取組

ア 学習環境の整備

- ・整理整頓された教室環境
- ・清掃活動が生かされた学校環境
- ・人権に関わる学習内容の掲示物
- ・季節感や学習の足跡がわかる掲示物
- ・明徳版学級環境づくりチェック表を活用した統一した学習環境の構築

イ 授業改善の充実

- ・全ての児童がわかる喜びと学ぶ楽しさを実感できる授業の実施
- ・学習するときの約束やルールを一人一人の子どもが確実に身に付け、意欲的に学ぶ集団づくりの取組の推進
- ・教育課程指導計画（京都市スタンダード）に基づく指導の徹底
- ・基礎学力の定着と共に言葉の力を育成し、主体的に学び合える学習集団に高められるよう、学習内容や学習形態の工夫
- ・対話力の育成に向けた言語活動の充実を図る授業展開
- ・統一した授業スタイル（明徳スタンダード）の確立
- ・児童の学びに沿った必然性のある学習課題の提示と学習のふりかえりの徹底
- ・教科間のつながりや学年間の系統性を意識したカリキュラムの作成
- ・チーム担任制や教科担任制、専科指導、協力指導により、児童一人一人に対す

- るきめ細かい見取りと生徒指導の実現
- ・帯時間における基礎学力の確実な定着の推進

ウ 道徳教育、人権教育の充実

- ・週に1時間の道徳の時間を大切に取り組み、豊かな情操を育む
- ・「いじめは絶対に許されない」ことや「命の大切さ」「思いやりと友情」などを具体的に取り上げた人権学習、道徳の学習の実施
- ・重点項目を意識した道徳の年間計画の作成と道徳教育の充実
- ・よりよい生活や人間関係を築こうとする自主的、実践的な態度を育てることをねらいとした意図的、計画的な学習
- ・人権朝会のテーマを受けて、授業を行う時間を設定。学んだことを各クラスでまとめ、人権掲示板「なかまの木」に掲示
- ・人権教育年間計画にそった、継続した系統だてた取組の充実
- ・警察のスクールソポーターによる非行防止教室やケータイ、スマホに関わる情報モラル教室の実施

エ 児童が主体的に行う活動や体験活動の充実

- ・児童会主催の自主的運営における月1回の児童朝会
- ・児童会主催の集会活動（1年生を迎える会、6年生を送る会）
- ・たてわり活動の定期開催における異学年集団の交流を通して、望ましい人間関係の育成と、思いやりの心の育成
- ・児童会主催のあいさつ運動およびPTAと連動したあいさつ運動の実施
- ・児童会と地域の方とで、よりよい学校づくりに向けて話し合う地域合同会議の実施
- ・いじめ防止や人権尊重を願った標語、スローガン、ポスターの作成と掲示。
- ・宿泊学習での体験活動や仲間づくり
- ・学校で大切にしたい5つの約束を全児童参加アンケートを行って決める。
- ・学校行事を通しての人間関係づくり
- ・総合的な学習の時間、生活科などを通しての自他の生命を尊重する活動の推進（明徳農園での米や野菜の栽培等）

オ 児童同士の絆づくり

- ・たてわり活動における異学年交流
- ・クラブ活動や委員会活動の実施

(2) いじめの早期発見・積極的認知のための取組

ア 常の児童生徒に関する情報共有

- ・学年会（週1回）の定期開催による、学年内の各学級の実態の共有
- ・生徒指導委員会での各学年の状況報告による実態の共有
- ・協力指導担当教員や専科指導教員、教務主任など学級担当外の教職員の連携を図り、各学級の実態の共有

イ 児童に対する定期的な調査

- ・学校評価アンケート、無記名アンケート、いじめに特化した記名式のアンケートを利用しての「いじめ等」の兆候の早期実態把握
- ・クラマネシートを活用しての「いじめ等」の実態把握と学級経営の見直し
- ・アンケートに基づく積極的な相談活動の実施
- ・児童に対するアンケート実施後の教育相談週間の設定
- ・コーディネーター、養護教員、SC、SSW、学年団によるケース会議の実施
- ・登校、休み時間、清掃活動など校内巡視による児童の見守り活動の実施

- ・全教職員によるいじめを見逃さない体制づくりの構築

ウ 上記調査等の結果の検証及び組織的な対処

- ・アンケート実施後の校内研修の実施
- ・保護者との相談機会の確保と家庭との連携
- ・いじめ防止対策委員会の開催と情報共有による組織的な対応
- ・SCやSSWとの情報共有や保護者、児童のSCへの接続

(3) いじめが起こった時の措置及び再発防止に向けた取組

ア 基本的な考え方

いじめの通報や相談があった場合には、速やかに「いじめ防止対策委員会」で情報を共有し、今後の対応等について検討する。なにより、いじめを受けた児童、いじめを行った児童双方の話を丁寧に聞き取り、正確な事実確認を行う。その際、いじめに至った経過や心情なども聴き取るとともに、周囲の児童からも聴き取りを行う。また、教育委員会をはじめ関係機関や専門機関との連携、保護者への連絡や対応等について努めるとともに、解消・改善及び再発防止に向けた取組を進める。

初期段階のいじめやごく短期間のうちに解消したいじめ事案についても、学校が組織としていじめ事案として把握し、継続的に児童の様子や学級の様子の看取りを行い、すべての解決に向けた取組を行っていく。

イ いじめやその疑いを把握したときの校内での情報共有及び対応

- ・いじめの発見や報告（些細なことや疑いを含め）があった場合は、速やかに「いじめ防止対策委員会」で情報を共有する。
- ・「いじめ防止対策委員会」において、いじめの事実の有無の確認や今後の対応や役割分担について協議する。
- ・被害児童、加害児童に対して、個別に丁寧な聞き取りを行う。その際、複数体制での聴き取りとする。
- ・周りの児童からの聞き取りも行い、正確な事実の確認や状況の確認を行う。
- ・被害児童への支援、加害児童への指導体制について協議し、指導にあたる。
- ・被害及び加害児童の保護者に連絡するとともに京都市教育委員会に報告する。
- ・被害児童及び保護者への正確な事実の報告と支援体制を強化する。
- ・加害児童への指導に関わって丁寧に保護者に報告するとともに、助言を行う。
- ・周りにいた児童に対しても自分の問題として捉えさせる。必要に応じて学級集団への指導も行い再発防止に努める。
- ・事案によっては、警察にも連絡を入れる。
- ・日頃から児童一人一人の表情、言動を注意深く観察し、異常に気付いた時には、学年主任や生徒指導主任、管理職に相談し、今後の対策を立てる。その際、保護者とも早急に連絡を取り合い、家庭での様子について聞きとる。
- ・重大な事態については、いじめ対策委員会の緊急招集、対応等の検討の後、全教職員で情報等を共有する。

くいじめ事案に対する組織的な対応の流れ>

前提となる基本事項

『学校いじめの防止等基本方針』

□学校いじめ防止プログラムの策定

□教職員、児童生徒、保護者、地域への周知

□取組状況を学校評価に位置付け、点検・評価を行い、必要に応じて改善

『いじめ防止対策委員会』

□学級担当・学年担任団といじめ防止対策委員会との連携方法の確認・周知

□臨時の委員会開催時の手順確認・周知

□児童生徒、保護者、地域への周知

□いじめの認知・解消の判断について確認

未然防止の取組

- ・学習環境の整備
- ・道徳教育・人権教育の充実
- ・児童生徒同士の絆づくり

- ・授業改善
- ・児童生徒が主体的に行う活動や体験活動の充実

予防

いじめ（その疑いがあるものを含む。以下同じ）の情報を把握

- ・教職員、児童生徒、保護者、地域、その他からの情報から
- ・アンケート調査等の情報から 等

見逃しのない観察

組織（いじめ防止対策委員会）で情報共有し、事実関係を把握する。

手遅れのない対応

【いじめ防止対策委員会で共有】

- まず、いじめ防止対策委員会で情報共有を行い、聞き取り・指導・支援体制を検討。

【事実確認】

- 複数教職員で対応し、「いじめ」の認知は、表面的・形式的に行わず、組織的に判断する。
- いじめを受けた児童生徒と、いじめを行った児童生徒を個別で聴き取る。
- 何があったのかについて丁寧に事実確認を行う。
- 聴き取った内容は、時系列で事実経過を確認・整理して、記録をまとめておく。

管理職のリーダシップの下、学校としての対応方針を決定する。

[認識の共有化・行動の一元化]

心の通った指導

【児童生徒への指導・支援】

- いじめを受けた児童生徒は「絶対守る」「必ず解決する」という学校の姿勢を示す。
- 登下校、休み時間、清掃時間等、隙間の時間をつくらず、被害児童・生徒を見守るとともに、必要に応じてSC、SSW、パトナ等との連携を図る。
- いじめを行った児童生徒に対し、二度と繰り返さないよう、自らの非を深く自覚させ、再発防止に向けた指導を行う。
- 周囲の児童生徒に対し、いじめを他人事ではなく、自分たちの問題として捉えさせる。

【謝罪の場の設定】

- いじめを受けた児童生徒・保護者の意向を十分尊重し、原則、関係児童生徒、保護者が一堂に集まり謝罪をする場をもつ。

【保護者への連絡・家庭との連携】

- 学年担任をはじめ、つながりのある教職員を中心に、速やかに、関係児童生徒（加害・被害とも）の家庭訪問等を行い、事実関係と今後の指導方針を説明し、必要な連携を求める。

【教育委員会への報告・連携】

- 重大事態の疑いがある等、いじめ事案の内容により、直ちに教育委員会へ報告し、連携して対処する。

【関係機関との連携】

- 必要に応じて警察、児童相談所等と連携して対処。

「いじめの解消」まで継続的な指導や支援の実施

【学校全体での継続的な指導・支援】

- 少なくとも以下の2つの要件が満たされるまで支援を継続する。
①いじめに係る行為が少なくとも3か月間止んでいること（救済）
②いじめを受けた児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと（回復）

※面談等により確認し、解消判断は個人ではなく組織（いじめ防止対策委員会）で行う。

ウ インターネット等を通じて行われるいじめへの対応

- ・社会科「情報を生かす産業と情報を生かすわたしたち」や道徳教育、ケータイ教室や非行防止教室など情報モラル教育を実施する。
- ・朝の会、各教科、総合的な学習の時間など学校教育活動全般での「対話力」の育成を行う。
- ・SNSを通じて起こっている問題行動を理解する。
- ・SNSを使っての「いじめ」対応について事例研修を行う。
- ・スマホやケータイなど現代のいじめ実態について教職員の認識を深める。
- ・家庭教育学級、地生連等を活用しての地域へ啓発する。

エ 「いじめ解消」の定義を踏まえた見守り及び再発防止に向けた取組

- ・速やかな対応、丁寧な聞き取り、正確な事実関係の記録。
(被害の態様、状況、構造、動機、背景など)
- ・組織的（学級担当任せにならない）な対応。
- ・重大事態に陥らないための防止。
- ・被害児童の保護を最優先に考えた対応。
- ・加害児童への責任ある指導。
- ・保護者との連携。
- ・学級、学年等の集団全体を見据えた指導。
- ・事態収束、再発防止に向けた長期的な見守り、支援の実施。
- ・定期的継続的な見守り。

（4）教職員の資質能力向上の取組

ア 内容

- ・生徒指導体制の見直しと「報告」「連絡」「相談」の徹底
- ・教員研修による教師一人一人のいじめに対する意識の向上
- ・教職員の人権感覚を磨く取組と能力向上を図る研修会の実施
- ・携帯やスマホにかかる事例研修などの実施
- ・いじめを許さない学校の雰囲気づくり
- ・生徒指導ハンドブックを活用して、いじめ発見時等の対策の研修会の実施
- ・ケース会議などを通じて、児童支援の方法を検討

イ 実施時期

- ・年度当初の基本方針の確認と徹底した取組をふまえた研修
- ・アンケート実施後の児童の様子に関わる研修（年2回）
- ・夏季休業中における、長期休業明けに向けた研修

4 保護者・地域、関係機関との連携

- ・年度当初、基本方針策定の伝達と年間計画の周知
- ・人権学習、道徳の学習の参観授業による保護者への啓発活動
- ・非行防止教室、ケータイ・スマホ教室の保護者参観
- ・評価アンケートの結果の分析と、学校運営協議会での周知
- ・虐待認定児童との定期的な児童相談所とのケース会議
- ・児童館との児童の様子に関わる連携

5 重大事態への対処

ア 基本的な考え方

重大事態への対処については、いじめ防止対策推進法を踏まえ、京都市教育委員会を通じて重大事態が発生した旨を市長に報告すると共に、その事態への対処及び同種の事態の発生を防止するため、京都市教育委員会の指導及び支援を得つつ、本校が調査主体となる場合には、本校の下に組織を設け、質問票の使用、その他の適切な方法により事実関係を明確にするための調査を行う。また、いじめを受けた児童及びその保護者に調査に係わる事実関係等その他の必要な情報を適切に提供する。

イ 重大事態が発生したときの対応

- ・京都市教育委員会への報告と相談、調査主体等の協議

重態事態は法において以下のように定義されている。

- ① 生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
- ② 相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

学校が調査主体の場合

- ・学校の管理下による重大事態の調査組織を設置
- ・調査組織で、事実関係を明確にするための調査を実施
- ・いじめを受けた児童及びその保護者に対して必要に応じた適切な情報提供
- ・京都市教育委員会への調査結果の報告
- ・調査結果を踏まえた必要な措置
- ・同種の事態発生の防止に必要な取組の推進
- ・マスコミなどの対応に備えた窓口の一本化

京都市教育委員会が調査主体の場合

- ・京都市教育委員会の指示のもと、資料の提出など、調査への協力

6 年間計画（予定）

いじめの防止等のための取組を下表のスケジュールにより実施する。ただし、年度途中に計画の見直しを行う場合がある。

月	対策会議や校内研修等	未然防止に向けた取組や行事等	アンケートの実施や教育相談週間等	保護者への啓発等
4	生徒指導委員会およびいじめ防止対策委員会① 職員会議「学校いじめの防止等基本方針」の共通理解	生きる力（道徳） 人権学習（身近な人権）		授業参観・懇談会①
5	生徒指導委員会およびいじめ防止対策委員会② 学級経営方針の交流 児童理解研修会 <生指・総育・外教>	1年生を迎える会 たてわり活動 自転車教室（5年） 非行防止教室（2年） 非行防止教室（3年） 人権学習（規範意識） KSP①（心しなやかプログラム）全6回実施		個人懇談① 家庭確認週間 学校運営協議会理事会①
6	生徒指導委員会およびいじめ防止対策委員会③ 小中合同研修 人権研修（男女平等） 人権研修（総合育成支援）	スマホ教室（6年） 非行防止教室（4年） 人権学習（環境）	いじめに関するアンケートの実施 教育相談週間	休日参観 引き渡し訓練 学校運営協議会総会

7	生徒指導委員会およびいじめ防止対策委員会④（いじめに関するアンケートの情報共有） 校内研修（道徳）	たてわり活動 人権学習（男女平等）	学校評価児童アンケート 学校評価の学校関係者アンケート 第1回わたしのパワーアンケート（1～3年）クラスマネジメントシートの実施（4～6年）	個人懇談会②
8	生徒指導委員会およびいじめ防止対策委員会（わたしのパワーアンケート及びクラマネシートの結果の共有） 生指事例研修 人権研修	平和ポスター作製 校区パトロール たてわり活動		
9	生徒指導委員会およびいじめ防止対策委員会⑥ 人権研修（同和） 学校評価アンケートの結果共有	祭礼パトロール たてわり活動 人権学習（同和）		人権参観、懇談会② 学校運営協議会理事会②
10	生徒指導委員会およびいじめ防止対策委員会⑦ 生徒指導・総育事例研修 人権研修（外国人）	スポーツフェスティバル たてわり活動 人権学習（外国人）		スポーツフェスティバル
11	生徒指導委員会およびいじめ防止対策委員会⑧（いじめに関するアンケートの情報共有） 人権研修（情報教育）	学習発表会 たてわり活動 人権学習（情報）	いじめに関するアンケートの実施 教育相談週間	学習発表会
12	生徒指導委員会およびいじめ防止対策委員会⑨	人権標語や目標の掲示 人権集会（全校） たてわり活動	第2回わたしのパワーアンケート（1～3年）クラスマネジメントシートの実施（4～6年）	個人懇談会③
1	生徒指導委員会およびいじめ防止対策委員会⑩（わたしのパワーアンケート及びクラマネシートの結果の共有）	人権学習（総合育成支援） たてわり活動 非行防止教室（6年）	学校評価児童アンケート	家庭教育講座② 研究発表会
2	生徒指導委員会およびいじめ防止対策委員会（学校いじめ防止プログラムの見直し）⑪ 児童理解（生指総育） 学校評価アンケートの結果共有	人権学習（性） たてわり活動		新1年入学説明会 授業参観 懇談会③ おーぶんぎゅらりー
3	生徒指導委員会およびいじめ防止対策委員会⑫ 人権研修（まとめ）	6年生を送る会 たてわり活動		学校運営協議会理事会③

※ 年間計画では以下の事項の回数・実施時期などを策定する。

- ・ 「年間の取組の見直し」（P D C A サイクルの期間）
- ・ 「いじめの防止等の対策のための組織の会議」
- ・ 「校内研修」
- ・ 「未然防止の取組」（学年又は全校の取組）
- ・ 「個別面談」「教育相談」